

## 別表29 在宅医療において必要な連携を担う拠点

[医療機関名公表基準]

※要綱制定後決定

(令和6年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	所管保健所	医療機関
道 南	南 渡 島	函 館 市	函 館 市	
		渡島東部	渡 島	
	南 檜 山	南 檜 山	江 差	
	北 渡 島 山	北 渡 島 山	八 雲	
道 央	札 幌	札 幌 市	札 幌 市	中央区

令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。